

JP ドメイン名紛争処理方針およびその手続規則の要検討事項

[紛争処理機関（日本知的財産仲裁センター、略称 JIPAC）からの要望に基づく事項]

	文書名	該当箇所	JIPAC からの要望	JPNIC の見解
1	手続規則	2 条(a)(iii) 2 条(b)(i) 2 条(e) 3 条(b)(ii) 3 条(b)(v) 5 条(b)(ii)	<p>【申立書を送付すべき対象の範囲について】</p> <p>紛争処理方針の規定上、JIPAC が申立書を送付しなければならない先（登録者の連絡先）として挙げられている対象が多過ぎる（手続規則 第 2 条(a)「<u>実際に申立書が送付されるか、または申立書の送付について次のすべての手段が講じられたときには、送付がなされたものとみなされる。</u>」(a)(iii)「<u>登録者が紛争処理機関に通知した希望送付先の住所、および第 3 条 (b) (v) により申立人が紛争処理機関に提示したすべての送付先への申立書の送付</u>」)(下線・斜体化は JPNIC))。この規定の存在のために、JIPAC に発送の負担が生じている。</p> <p>また申立書の FAX 送付は現在ではあまり現実的ではないため、FAX 送付は送付方法から削除できないか。</p>	<p>現在、規定上は、申立人が挙げた送付先すべて（申立人が心当たりのある登録者側拠点等を何十箇所も挙げたらそのすべて）に申立書および添付の資料類を送付しないと JIPAC が送付義務を果たしたことになるが、手続きを進めることができない。</p> <p>UDRP では郵送自体廃止されており、FAX 送付も既に廃止された。JP-DRP でも少なくとも送付先の限定を検討する余地はあると思われる。</p> <p>JIPAC の現実の業務処理の負担を勘案しつつ、JIPAC がドメイン名登録者に対して送付の義務を果たしたと解釈される規定ぶりにするためには、規定をどのように変えたら良いか、検討委員会にてご検討頂きたい。</p>
2	手続規則	3 条(b) 5 条(b)	<p>【メールでの資料送付について】</p> <p>紛争当事者から JIPAC へのメールによる資料提出に関する、「<u>(電子メールに添付できない関係資料は除く)</u>」(下線・斜体化は JPNIC)との規定の解釈が紛争当事者によって分かれ、混乱をきたしている。</p> <p>原本がある資料を〈pdf 化してメールに添付して送る〉という発想がない紛争当事者が多い。このため、委任状や原本がある資料類を「添付できない関係資料」であると紛争当事者が勝手に思い込み、メールで送られてこないケースが多く、手続規則 3 条(b)に</p>	<p>3 条(b)の改定を検討するのであれば 5 条(b)の答弁書の提出方法に関する規定も検討する必要がある (5 条(b)にも「<u>関係書類を添付した文書および電子メール (電子メールに添付できない関係書類は除く) の両方によって提出されなければならない。</u>」(下線・斜体化は JPNIC)との規定がある)。</p> <p>「<u>(電子メールに添付できない関係書類は除く)</u>」(下線・斜体化は JPNIC)との書きぶりの解釈に幅が生じ誤解を産む結果 JIPAC に負担が生じるのであれば、この記述の</p>

	文書名	該当箇所	JIPAC からの要望	JPNIC の見解
2			<p>関する問合せも多い上に、説明や催促に手間を要する結果を招いている。手続規則 3 条(b)「<u>申立書には、以下の事項が記載されるものとし、関係書類を添付した文書および電子メール（電子メールに添付できない関係書類は除く）の両方によって提出されなければならない。</u>」の内、「<u>（電子メールに添付できない関係資料は除く）</u>」（下線・斜体化は JPNIC）を削除できないか。</p> <p>なお、メールに添付する方法による提出については、JIPAC の 1 件あたりのメール受信容量が現在 10 メガ（実質 7 メガ）程度であるため、諸々の資料をすべてメールに添付されても受信できない問題もある。3 条(b)の「<u>電子メール（中略）によって提出</u>」（下線・斜体化は JPNIC）を、『電子メール（1 回のメールにつき〇〇メガバイトまで）によって提出』に修正できないか。</p>	<p>削除、または、「添付できない関係書類」（下線・斜体化は JPNIC）の書き方を変え、pdf 化をもってしても添付が不可能な商標（何かしらの理由から pdf 化やスキャンが不可能な証拠類や立体商標等）のみがメール添付対象外であることが明らかとなるよう（解釈の余地を生まないよう）、条文を修正することを検討委員会にてご検討頂きたい。</p> <p>JIPAC 受信容量の問題については、最終的には引き上げを検討して頂きたいと考える（JIPAC 側の課題）。しかし、JIPAC が今すぐ受信容量を引き上げることは難しいとのこと。当面は手続規則またはその他補則や通知等で 1 回のメールに添付して良い容量を明記し、紛争当事者が申立書/答弁書および添付資料をメールで送信（発信）したにも拘わらず JIPAC が受信できていないという事態にならないようにする必要がある。</p> <p>受信容量の明記に関する適切な修正について、検討委員会にてご検討頂きたい。</p>
3	手続規則	4 条(a)	<p>【登録者への申立書送付期限について】</p> <p>JIPAC が申立書を登録者に送付する期限は 4 条(a)で「<u>料金の受領の確認及び書面の受領後 3 日（営業日）以内</u>」（下線・斜体化は JPNIC）とされている。しかし、書類の不備の確認や、不備があった場合の先例の確認や申立人への連絡、JIPAC 内で事件管理者への引き受けの打診や内諾をもらう等の手続きを 3 日で全部済ませることが大変難しい。3 日から 5 日に伸ばせないか。</p>	<p>JIPAC の申し出のとおり、3 日は時間的制限が厳しい。3 日から 5 日への延長が DRP 制度の趣旨（簡易迅速な紛争処理解決手段）に影響を及ぼすとも思えないので、5 日への延長を検討委員会にてご検討頂きたい。</p>

	文書名	該当箇所	JIPAC からの要望	JPNIC の見解
4	規則外		<p>【裁定書に記載すべき登録者の情報について】</p> <p>【紛争当事者の実態の確認について】</p> <p>ドメイン名登録者の情報をどこまで裁定文に記載したら良いのか（個人情報の保護の観点との兼ね合いも考慮する必要があるか）。</p> <p>Whois 上確認できる登録者が実質的な登録者でない等、形式的な登録者と実質的な登録者が異なる等の場合は、どこまで実質（実態）を考慮するべきか。</p>	<p>裁定文はすべて公表されるため、特にドメイン名登録者が個人の場合は裁定文の公表（ネット掲載）を考慮する必要がある。過去、一旦公表した裁定文の一部（ドメイン名登録者の個人情報）を本人から要請で後日塗り潰したことがある。個人情報保護との兼ね合いについて検討委員会にてご検討頂きたい。</p> <p>また、ドメイン名登録者の実態の問題については、JPRS に照会して得られた情報に留めるのが良いのではないかと考えるが、この点も検討委員会にてご検討頂きたい。</p>
5	手続規則	6 条(c)～(e)	<p>3 名パネルを希望された場合、現在はそれぞれの当事者（申立人・登録者）からパネル希望を出してもらい 1 人目 2 人目を指名している。その後、規定上は 3 人目についても両紛争当事者に希望を聞くことになっているが、1 人目 2 人目で希望を聞いているので、3 人目は JIPAC 判断のみで決めて良いのではないかと JIPAC は考えている。3 人目は JIPAC の判断で決定（指名）する、と変えて問題ないか。</p>	<p>3 名パネルになる場合、1 人目パネルは申立人の希望を汲み、2 人目のパネルはドメイン名登録者の希望を汲んでおり、公平な仕組みになっていると考える。</p> <p>3 人目についても両当事者の意見を聞く等した場合、却って混乱を招き手続を進められず、DRP に基づく紛争処理の「簡易迅速」の趣旨を損なうものとなる可能性もあると考える。</p> <p>このため、JIPAC からの指摘のとおり修正することについて問題ないと思われるが、検討委員会にてご検討頂きたい。</p>
6	手続規則	3 条(b)(iv) 5 条(b)(v)	<p>【記載事項の省略、その 1】</p> <p>現在、申立人が 3 名パネルを希望する場合、申立人の希望パネルの名前を挙げて連絡先も申立書に記入せよと規定されている。また、登録者も同様に答弁書に希望パネル名とその連絡先を書かなければならないとされている。しかし、パネル候補者の一覧や連絡先は JIPAC が持っているので、希望パネルの名前だけ挙げてもらえば十分で、連絡先までわざわざ申立書や答弁書に書いても</p>	<p>JIPAC からの指摘のとおり修正することについて問題ないと思われるが、検討委員会にてご検討頂きたい。</p>

	文書名	該当箇所	JIPAC からの要望	JPNIC の見解
6			らわなくても良い。この規定は削除しても問題ないか。	
7	手続規則	3 条(b)(xiv)	<p>【記載事項の省略、その 2】</p> <p>現在、申立の際、証拠書類の他に紛争処理方針（DRP）や手続規則のコピーも提出せよと規定されているが、DRP や手続規則は JIPAC の手元にあるので、コピーを付けてもらう必要はない。この規定は削除しても問題ないか。</p>	JIPAC からの指摘のとおり修正することについて問題ないと思われるが、検討委員会にてご検討頂きたい。
8	手続規則	17 条 18 条(a)	<p>【和解が成立した場合の規定の明確化】</p> <p>手続規則第 17 条(a)では、当事者間で和解が成立した場合「<u>パネルはその手続を終了しなければならない</u>」（下線・斜体化は JPNIC）と規定されている。</p> <p>しかし、紛争処理パネルが指名される前に当事者間で和解が成立する可能性もある。</p> <p>19 条(c)の「<u>料金の支払がない場合には、その申立は取り下げられたものとみなされ、その手続は終了する。</u>」（下線・斜体化は JPNIC）との規定の書きぶり揃えて、第 17 条(a)から「<u>パネルは</u>」（下線・斜体化は JPNIC）を削除して、第 17 条(a)は『<u>当事者間で和解が成立した場合には、その手続は終了する</u>』と変えてはどうか。</p> <p>なお、当事者間で和解が成立した場合の手続きが不明瞭であり、JIPAC は度々問合せを受けるとのことである。</p>	<p>JIPAC の手続規則第 17 条(a)に関する左の JIPAC の指摘（パネルが指名されていない内に当事者間で和解が成立する可能性がある）については、JIPAC の指摘のとおりと考えるため、第 17 条(a)から「<u>パネルは</u>」（下線・斜体化は JPNIC）の削除を検討委員会にてご検討頂きたい。</p> <p>また、現行の規則では、当事者間で和解が成立し、JP-DRP および手続規則に基づく申立を終了させる場合の JIPAC への届け出（連絡）方法について定めがない。和解が成立した場合の JIPAC への届け出（連絡）方法を新たに明記する必要があると考える。</p> <p>当事者間での和解成立の場合の届け出方法に関する規定（条文）の新設について、検討委員会にてご検討頂きたい。</p>
9	紛争処理方針 手続規則	全体	<p>【用語記載統一】</p> <p>(1) 「および」と「及び」が混在している。</p> <p>(2) 送り仮名のふり方（「申立」と「申立て」等）が混在している。</p>	JIPAC からの指摘のとおりであり、修正することについて問題ないが、検討委員会にてご検討頂きたい。

	文書名	該当箇所	JIPAC からの要望	JPNIC の見解
9			(3) 「後●日以内」と「から●日以内」が混在している。 統一の必要がある。	
10	手続規則	5 条(b)(iv)	【明らかな引用箇所の錯誤の訂正】 一箇所明らかに間違いがあった。手続規則第 5 条(b)(iv)に『 <u>第 3 条(c) (vii) 参照</u> 』とあるが、3 条に(c)(vii)項は無く、『 <u>第 3 条(b) (iv) 参照</u> 』の間違いと思われる。修正の必要がある。	JIPAC からの指摘のとおりであり、修正することについて問題ないと思えるが、検討委員会にてご検討頂きたい。

[JPNIC からの指摘事項]

	文書名	該当箇所	検討事項	備考
11	紛争処理方針 手続規則	全体	「社団法人日本ネットワーク～」→「一般社団法人日本ネットワーク～」に揃える。	一般社団法人化に伴う変更事項。
12	紛争処理方針	4 条 k.	DRP (方針) 第 4 条 k.項に「 <u>パネルが (中略) 裁定を下した場合</u> <u>には、JPRS はパネルの裁定の実施を、紛争処理機関からの裁定の</u> <u>通知後 10 日 (JPRS の本店の営業日で計算) の間、保留する。も</u> <u>しこの 10 日間の間に、JPRS に対し、登録者から申立人を被告と</u> <u>して手続規則第 3 条 (b) (xii) に基づいて申立人が合意している管</u> <u>轄裁判所に出訴したとの文書 (裁判所受領印のある訴状等) の正</u> <u>本の提出がなければ、JPRS はその裁定を実施する。</u> 」(下線・斜体 化は JPNIC) とある。 しかし、訴えを起す場合、訴状の正本は裁判所に提出してしまう のだから JPRS に提出は出来ない筈である。同項内には「 <u>上記</u> <u>の正本にかえ、写しを提出することができる。</u> 」(下線・斜体化は JPNIC) とあるので、現在運用上 JIPAC が困っている訳ではない が、他も修正するのであればこの機会に、「 <u>正本の提出がなけれ</u> <u>ば</u> 」に代えて、『 <u>管轄裁判所に出訴したとの文書 (裁判所受領印の</u>	検討委員会にてご検討頂きたい。

		ある訴状等)の写しの提出がなければ』に修正してはどうか。	
--	--	------------------------------	--

[今回の協議では紛争処理機関からは最終的に「協議対象外」とされたが、検討の余地があると考える事項]

	文書名	該当箇所	検討事項	JPNICの見解
13	手続規則	5条	<p>【裁定に記載される答弁書の提出日と答弁書提出期限に関する定め の明確化について】</p> <p>手続規則では答弁書の提出について次のように定められている、</p> <p>第5条 答弁書</p> <p>「(a) <u>登録者は、手続開始日から20日(営業日)以内に、答弁書を紛争処理機関に提出しなければならない。</u></p> <p>(b) <u>答弁書には、以下の事項が記載されるものとし、関係書類を添付した文書および電子メール(電子メールに添付できない関係書類は除く)の両方によって提出されなければならない。</u>」(下線・斜体化はJPNIC)</p> <p>この規定を見る限りは、メールと郵送の両方が「<u>20日(営業日)以内</u>」(下線・斜体化はJPNIC)に間に合っていないかと思われる。しかし、メールは期限内に届いても郵送分は後から遅れて届いている(20日の期限が守られていない)ことが多い。現在はメールが届いた日を答弁書提出日として裁定に記載している。メールで提出されたものと郵送で後から届いたものが同じ場合には、これでも問題ない。しかし、メールで先に提出された添付書類(証拠等)と後日郵送で送付されてきた証拠等が違い、かつ、後から郵送で届いたものが最終的に正式な提出物であることが多い。事実上、提出期限日を過ぎてからの証拠等の差し替えを認めているような状態である。それでいて現在は、メールによ</p>	<p>当事者からの最終的な提出物について、20日の提出期限が守られていないことは良いことではない。</p> <p>日本の習慣上、紙媒体による提出の習慣がまだ色濃く残っている状態であり、また、先に書いたJIPACのメール受信容量の問題もあり、送付(提出)を電子化に一本化することは、今すぐは難しい。</p> <p>それであれば、メールによる提出のみならず、郵送による提出についても、20日の提出期限の徹底、つまり、①20日の期限の厳守をJIPACから両当事者に要請すること、②20日を過ぎてからJIPACに届いたものをパネルは一切考慮しないこと、③20日を過ぎてからJIPACに届いたものは一切考慮しない旨の両当事者への事前の通知の徹底、が必要かと考える。</p> <p>また、①～③を手続規則第5条やその他(補則やJIPACから両当事者への通知)で明記することは可能かと思われる。</p> <p>手続規則の該当箇所の修正について、検討委員会にてご検討頂きたい。</p>

	文書名	該当箇所	検討事項	JPNIC の見解
13			<p>る提出日を裁定に提出日として書いている（正確に事実を記載すると提出期限日が守られていないことが裁定文上明らかになってしまうため）。</p> <p>提出期限日が厳密には守られていない状態を運用で誤魔化してきたような状態であり、JIPAC としては、このような運用を今後続けるべきではないと考えているとのこと。しかし、JIPAC のメール受信容量の関係で提出を電子化一本に今すぐ絞るのは無理という事情もある。</p> <p>メールと郵送と 2 本立てで当分運用するのであれば、郵送でも 20 日の期限を厳守してもらおうよう当事者にはっきり通知するしかないか。</p>	